

加入条件表

	新車保証		新車7プラチナ		初回車検時保証		2、3回目車検時保証	車検時ベーシック	中古車・車検時保証							
									セレクト	スタンダード		ゴールド		プラチナ		
加入時期	新車販売時				初回車検実施時		2、3回目車検実施時	車検実施時	中古車販売時	中古車販売時または車検実施時						
用途車種	自乗用		自軽貨・自小貨	自乗用		自乗用	自軽貨	自小貨	自乗用	自乗用	自乗用、自軽貨および自小貨(輸入車は自乗用のみ対象)					
車両区分	国産車	輸入車	国産車	国産車		国産車		国産車	国産車	国産車	輸入車	国産車	輸入車	国産車	輸入車	
保証対象部品	メーカー保証に準じる ※保証条件5参照	9機構229部品	メーカー保証に準じる ※保証条件5参照		4機構91部品		2機構41部品	2機構26部品	4機構55部品		9機構137部品		9機構251部品	9機構229部品		
車両経過年数	3年以下				3年以下	2年以下	4年以下	13年未満	13年未満	13年未満	8年未満	13年未満	8年未満	13年未満	8年未満	
加入時の走行距離	1万5,000km以下				15万km以下			8万5,000km以下	15万km以下	15万km以下	10万km以下	15万km以下	10万km以下	15万km以下	10万km以下	
保証期間中の走行距離	制限なし				15万km以下			15万km以下	制限なし	制限なし	12万km以下	制限なし	12万km以下	制限なし	12万km以下	
加入時の車両価格	制限なし				20万円以上			20万円以上	20万円以上	50万円以上	20万円以上	50万円以上	20万円以上	50万円以上	50万円以上	
保証期間	2年間		1年間	4年間		2年間	1年間	1年間	2年間	6、12、24か月	※車検保証は下限はありません <中古車販売時>3・6・12・24ヶ月(小型貨物車は3・6・12ヶ月) <車検実施時> 乗用車・軽四貨物車は2年間/小型貨物車は1年間					
1回の保証修理の支払限度額	車両価格まで※保証条件3、4参照							10万円(税込) ※累積	車両価格まで※保証条件3、4参照							
保証限度額	車両価格まで※保証条件3、4参照							車両価格まで※保証条件3、4参照								
免責期間	なし				30日間	なし	30日間	なし	30日間							
免責金額	なし															
加入対象者	車検証の所有者または使用者に記載している個人又は法人															
保証条件	<p>1、故障原因が特定でき、純正部品かつ保証対象部品の故障が原因の場合 但し、ナビゲーション、ETC、ドライブレコーダーは純正部品、非純正部品を問わず引受対象 (1)ナビゲーションは、新車保証、車検時保証、中古車保証の全商品が引受対象 ・非純正ナビゲーションはパイオニア、パナソニック、三菱電機、デンソーテン、クラリオン、JVCケンウッド、アルパイン、デンソー、ミラリードのメーカーの製品で、ポータブルおよび電気自動車用の製品ではないものが引受対象 ・保証開始日を迎える直前の点検(納車前点検や車検)時に、当該部品が正常に動作することを確認の上、点検記録簿に当該部品の「メーカー名・型番」と動作確認に問題がない旨記録されていること(故障時に提出が必要) ・国内に販売代理店のあるメーカーの製品に限り引受対象 (2)ETC・ドライブレコーダーは国産新車に限り引受対象 ・保証加入時に装着されていること ・国内に販売代理店のあるメーカーの製品に限り引受対象</p> <p>2、ナビゲーション、ETC、ドライブレコーダーは国産新車の場合に限り、上記保証期間に加えて初度登録日から2～3年目も保証対象</p> <p>3、車両価格の定義：新車および中古車の場合は、車両本体価格と付属品・特別仕様の合計額(消費税含む)、値引きを行った場合、値引き後の価格 車検時保証(ベーシックを除く)の場合は、保証加入時のオートガイド自動車価格月報(レッドブック)に記載する中古車小売価格(消費税、その他諸費用は除く)</p> <p>4、車両価格が700万円を超える輸入車の保証限度額は、700万円(消費税込)</p> <p>5、メーカー毎に異なる部分は弊社基準によるものとする(対象外部品については保証対象外部品一覧を参照)</p> <p>6、遡及特約 (1)新車保証 ・メーカー保証(一般保証)部分において、初度登録日から3年以内に60,000kmを超過した場合、その時点から延長保証を開始 (2)新車7プラチナ保証 ・メーカー保証(一般保証)部分において、初度登録日から3年以内に60,000kmを超過した場合、その時点から延長保証を開始 ・メーカー保証(特別保証)部分において、初度登録日から5年以内に100,000kmを超過した場合、その時点から延長保証を開始</p>															
その他条件等	<ul style="list-style-type: none"> 保証書を発行した会員店または提携工場にて初回車検を受けている車両 メーカー保証書が交付されている車両 				<ul style="list-style-type: none"> 継続車検に合格した車両 メーカー保証書が交付されている車両 			<ul style="list-style-type: none"> 道路運送車両法に規定する車検、法定12か月点検またはこれと同等の納車前点検のいずれかを実施して整備を行った車両が対象 								
					<p>新車7プラチナ保証はオプション(追加保証料が別途必要)でエアサスペンションの保証を追加することが可能。ハイブリッド保証は追加保証料なしで自動付帯。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ゴールド、プラチナには、オプション(追加保証料が別途必要)で、ハイブリッド機構、エアサスペンションの保証を追加することが可能 輸入車については、追加保証対象部品についても累積走行距離が12万kmを超えた後に発見された瑕疵による損害は対象外 								
お引き受けできない車両	<p>上記の条件に該当しない車両に加え、以下の条件に1つでも該当する車両はお引受けできませんのでご注意ください</p> <p>① 対象車両の車検証に記載の所有者または使用者が保証引受者または共同運営者でないこと</p> <p>② 3,4,5,6,7ナンバー以外の車両、レンタカー、宅配車、教習所車両及び公共サービスに使用される車両、プロやアマチュアのスポーツまたは競技トレーニングに使用される車両</p> <p>③ 改造車両(車検証の改表記を含む 福祉車両は除く)及び修復歴のある車両(車体の骨格に当たる部位の修正あるいは交換歴のある車両で、一般社団法人自動車公正取引協議会が指定する9部位に修復歴がある車両をいう)、冠水車</p> <p>④ 電気自動車、ロータリーエンジン車両</p> <p>⑤ 走行距離計を不法に操作または配線を切断している車両</p> <p>⑥ 製造時に日本での販売が認可されていない車両、並行輸入車、国産車の海外モデル・逆輸入車</p> <p>⑦ 次の型式やモデルのいずれかに属するもの：フェラーリ、マセラティ、AC、ボルシェ、ランボルギーニ、ロールスロイス、ベントレー、アストンマーティン、デ・トマソ、ブガッティ、ロータス、モーガン、アロ、マクラーレン、TVR、マーコス、ケーターハム、マイバッハが製造した車両、アルピナ、AMG、ルーフなどの外車系チューニングメーカー車両および製造シリーズが年間300台以下の車両または10年以上前に販売を中止したモデルの車両等の共同運営者が引受け対象外と指定した車両</p>															